第Ⅰ部 原始・古代
第2章 律令国家の形成
3 平城京の時代 1

教科書 P.44～49

山川出版社

今回の学習範囲

1. 遣唐使
2. 奈良の都 平城京
3. 地方官衙と「辺境」

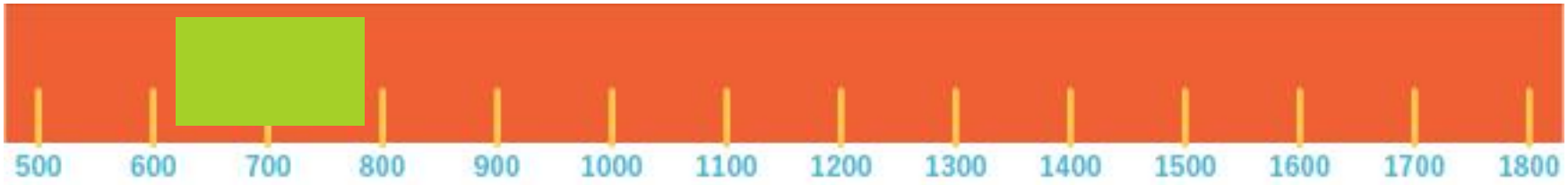

1 遣唐使の派遣➜　隋にかわって唐が中国を統一してアジアに大帝国を築くと、東アジア諸国も通交するようになり、日本から**遣唐使**が派遣された。

開始	**630年、犬上御田鍬**を派遣。計１６回。
停止	宇多天皇の**894年**、菅原道真の建議で**停止**。
特色	大使をはじめ、留学生・学問僧らが4隻の船(「**よつのふね**」)に乗って渡海。1隻に約150人。４度中止。**阿倍仲麻呂**、帰れず。

唐から

経典・錦織・白銅鏡・ペルシアガラス・薬

山川出版社

日本から

絹布・砂金・銀銭・
真珠・水晶・

山川出版社

１．①日本と新羅の関係の変化と、遣唐使の北路➜南路の変化の関係を説明しなさい。

また、②渤海との通交について説明しなさい。

2 遣唐使の航路の変遷➔　遣唐使は初め(ア**北路**)をとったが、8世紀(イ**新羅**)との**関係が悪化**したため**危険な南路**をとるようになり、遭難が多くなった。

日本が新羅を従属国として扱おうとしたため。
※ただし、民間貿易は続いた。

渤海は、中国東北部に住むツングース系民族や、**旧高句麗人**を中心に建国された。渤海使は、都の鴻臚館や**松原客院(越前)**、**能登客院(能登)**に滞在し厚遇された。

8世紀中頃の東アジアと日唐交通路

1 平城京➔　(ウ710)年、(エ元明天皇)は藤原京から平城京へと遷都し、奈良時代が始まった。

Point. 唐の都(**長安**）にならい、**天皇の支配を形に**表す。

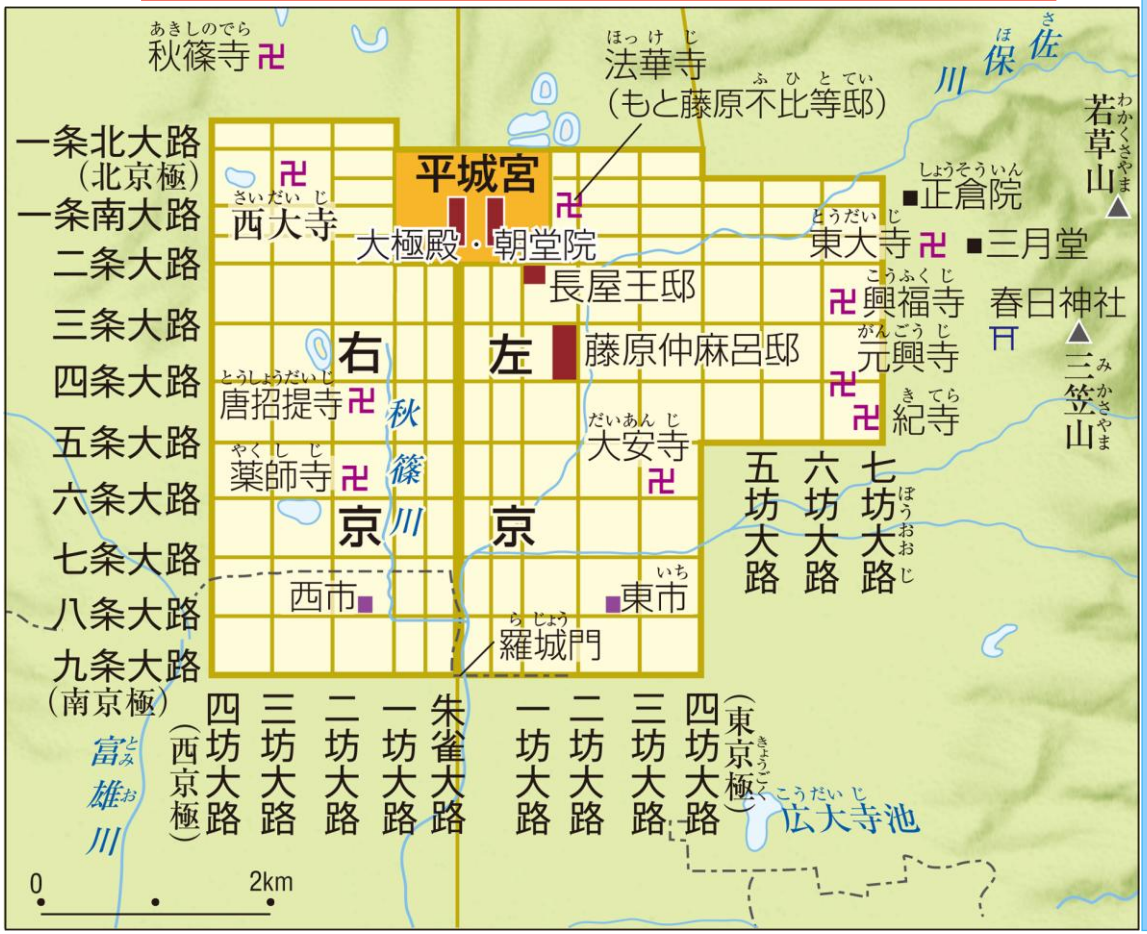

①北に**平城宮**をおき、**大極殿**で天皇は南向きに都を見渡す位置。
②羅城門から平城宮へ、幅74mの**朱雀大路**！
③碁盤の目状に区切る**条坊制**の計画都市 。天皇から見て**左京**と**右京**。北は高位の貴族、南に行くほど低い官位の官人や庶民。
④八条に官営の(**東・西市**）をおき、市司が監督。

２．平城京の特徴について、次の語句をすべて使って説明しなさい。

【平城宮　大極殿　朱雀大路　条坊制
左京　右京　東・西市】

2 木簡からわかる古代➔　平城宮などから出土する(オ**木簡**）は、国家が編纂した文献史料(**2次資料**)とは異なる同時代史料(**1次資料**)である。

3 銭貨の鋳造➔　武蔵国から銅が献上されると朝廷は和銅と改元し、(カ**708**)年に(キ**和同開珎**)を鋳造した。以後、朝廷は唐にならい10世紀半ばの**乾元大宝**まで続き、**皇朝十二銭**を鋳造した。

But銭貨の流通は進まず。

↓

711年　**蓄銭叙位令**

銭貨を貯めた官人の位階を上げる。

1 地方の統治➔ **国司**が統治する諸国には(ク**国府**)、**郡司**が統治する各郡には(ケ**郡家**)がおかれ、地方の政治・経済・文化の中心地となった。

国司➔任期６年（のち４年）。**都から官位五位クラスの貴族**を派遣。
郡司➔国造だった**地方の有力豪族**。任期なし。

2 古代の交通路➔ 国家によって**官道(駅路**・伝路)が整備され、都と地方を結ぶ交通路が整備された。

駅路：都から諸国の国府を結ぶ道

駅制：駅路に**約16kmごと**に**駅家**(うまや)を設置して駅馬を常備し、**駅鈴**(えきれい)をもつ公用の役人だけが利用する制度。

隠岐国駅鈴

3 支配領域の拡大➔ 朝廷は(コ**蝦夷**)の住む東北地方や、(サ**隼人**)の住む南九州に支配領域を広げ、南西諸島の島々とも交易した。 **資料集ｐ64**

① 東北地方：

647- 8年(孝徳天皇) **渟足柵・磐舟柵**

658年(斉明天皇) **阿倍比羅夫**の遠征

712年(元明天皇) **出羽国**設置

724年(聖武天皇)蝦夷の反乱➔**多賀城**

＝陸奥国府・鎮守府

② 南九州：

702年【文武天皇】 **薩摩国**

713年【元明朝】 **大隅国**

まとめと振り返り

1. 遣唐使

日本は唐に遣唐使を派遣して先進的な政治制度や国際的な文化を取り入れ、新羅や渤海とも通交した。

2. 奈良の都 平城京

710年、唐の都長安にならった平城京に遷都された。発掘調査により宮殿・官庁などの遺構や木簡などの遺物が発見され、宮廷生活や財政構造などが明らかになっている。また、和同開珎などの銭貨も鋳造された。

3. 地方官衙と「辺境」

都と地方は官道で結ばれ、地方の統治拠点である国府や郡家は政治・経済・文化の中心地となった。朝廷は蝦夷の住む東北地方や隼人の住む南九州にも支配領域を広げた。

問いかけ

次の「大化改新の詔」「藤原宮出土木簡」の２つの史料と解説から、地方の行政組織について、説明しよう。

大化改新の詔

其の二に曰く、「初めて京師を修め、畿内・国司❶・郡司・関塞❷・斥候❸・防人・駅馬・伝馬❹を置き、及び鈴契❺を造り、山河を定めよ❻。」

（『日本書紀』、原漢文）

❶畿内国の司と読む説もある。❷関所。❸北辺の監視要員。❹公的な伝達・輸送に用いられる馬。❺駅鈴と木契。ともに駅馬・伝馬を利用する際の証明とした。❻地方の境界を定める。

[解説]
左の「改新の詔」(646年)の「其の二」によると、地方に国や郡を置いたことが記されている。
右の「藤原宮出土木簡」には「己亥年(699年)の十月、上挟(上総)国阿波評の松の里…」とある。

改新の詔では郡司が定められたが、少なくとも699年までは「郡」ではなく「評」が用いられたことが、木簡から読み取れる。

【補足】大宝令施行(701年)によって「評」は「郡」と表記が改められて国郡里制となり、その後、国郡郷里制を経て740年頃に国郡郷制にかわった。

山川出版社